

次世代医療基盤法における医療データの二次利用 ～法制度を中心に～



次世代医療基盤法

2021年5月

内閣府 健康・医療戦略推進事務局
企画官 加藤 隆行

- I 「次世代医療基盤法」の概要
- II なぜ「次世代医療基盤法」か
- III 皆さんにお伝えしたいこと

http://wwwc.cao.go.jp/lib_023/jisedaiiryu_animation.html

- I 「次世代医療基盤法」の概要
- II なぜ「次世代医療基盤法」か
- III 皆さんにお伝えしたいこと

▶ 法律の目的

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関し、匿名加工医療情報作成事業を行う者の認定、医療情報及び匿名加工医療情報等の取扱いに関する規制等を定めることにより、健康・医療に関する先端的な研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的とする。

▶ 法律の内容

1. 基本方針の策定

政府は、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する施策の推進を図るための基本方針を定める。

2. 認定匿名加工医療情報作成事業者（以下「認定事業者」という。）

主務大臣は、申請に基づき、匿名加工医療情報作成事業の適正かつ確実な実施に関する基準に適合する者を認定する。

① 認定事業者の責務

- ・医療情報の取扱いを認定事業の目的の達成に必要な範囲に制限する。
- ・医療情報等の漏えい等の防止のための安全管理措置を講じる。
- ・従業者に守秘義務（罰則付き）を課す。
- ・医療情報等の取扱いの委託は、主務大臣の認定を受けた者に対してのみ可能とする。

② 認定事業者の監督

- ・主務大臣は、認定事業者に対して必要な報告徴収、是正命令、認定の取消し等を行うことができる。

3. 認定事業者に対する医療情報の提供

医療機関等は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対し、医療情報を提供することができる。（医療機関等から認定事業者への医療情報の提供は任意）

4. その他

主務大臣は、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣及び経済産業大臣とする（認定事業者の認定等については、個人情報保護委員会に協議する）。

※ 生存する個人に関する情報に加え、死亡した個人に関する情報も保護の対象とする。

▶ 法律の公布・施行

2017年5月12日公布・2018年5月11日施行

- I 「次世代医療基盤法」の概要
- II なぜ「次世代医療基盤法」か
- III 皆さんにお伝えしたいこと

次世代医療基盤法の意義

1. インputのみならずアウトカムも含む医療情報の利活用

- レセプト（診療報酬明細書）は、インput（診療行為の実施に関する情報）を含むが、アウトカム（診療行為を実施した結果に関する情報）を含まない。
- 医療分野の研究開発に資するよう、カルテ（診療録）など、アウトカムを含む医療情報の利活用のための仕組みを整備することが求められた。

2. 医療情報の分散保有

- 我が国では、国民皆保険制度の下、医療情報が豊富に存在しているものの、医療機関が民間中心であるとともに、医療保険者が分立しているため、医療情報が分散して保有されている。
- 医療分野の研究開発に資するよう、医療情報を「集めて」「つなぐ」仕組みを整備することが求められた。

3. 改正個人情報保護法の施行

- 2017年5月に施行された改正個人情報保護法では、
 - ①病歴を始めとする要配慮個人情報を第三者に提供するに当たっては、学術研究等を除いては、オプトイン（あらかじめ本人が同意すること）によらなければならない、オプトアウト（本人が停止を求めないこと）によることができない
 - ②特定の個人を識別できないように加工された匿名加工情報については、個人情報と比較して緩やかな規律で第三者に提供することができるものとされた。

個人情報保護法の特則となる次世代医療基盤法

- 2018年5月に施行された次世代医療基盤法では、オプトイン（あらかじめ本人が同意すること）のほか、一定の要件を満たすオプトアウト（あらかじめ通知（※）を受けた本人又はその遺族が停止を求めないこと）により、
 - ①医療機関等から認定事業者へ要配慮個人情報である医療情報を提供することができる
 - ②認定事業者から利活用者へ匿名加工医療情報を提供することができる

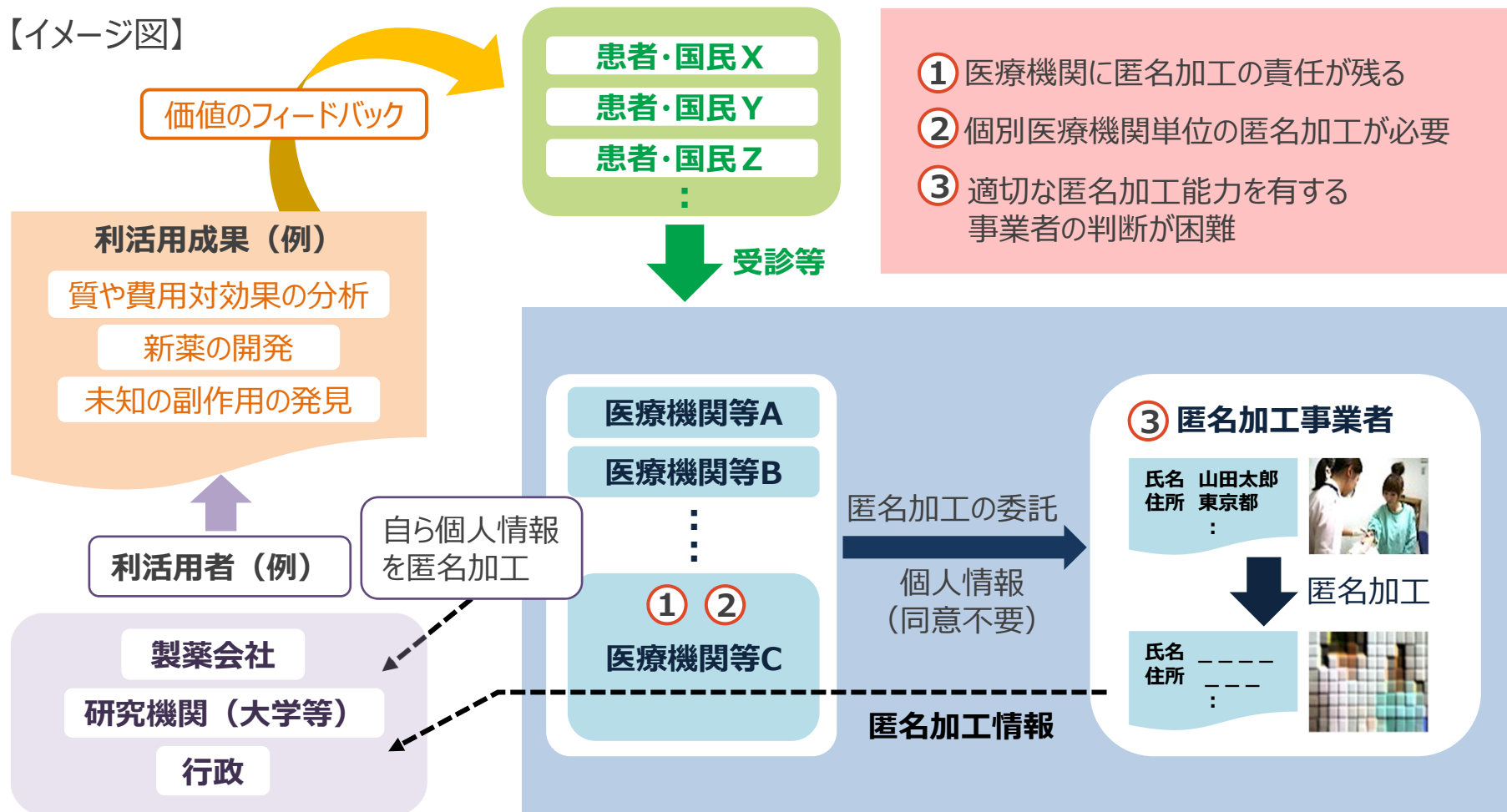
ものとされた。

（※）医療機関等の場合には、最初の受診時に書面により行うことを基本とする。

個人情報保護法で可能な匿名加工情報の提供の仕組み

- 匿名加工情報とは、特定の個人を識別することができないように個人情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元することができないようにしたもの。
- 匿名加工情報については、本人の同意なく第三者に対する提供が可能。
- このため、個別医療機関は、保有する医療情報（個人情報）の匿名加工を自ら又は事業者へ委託して行い、利活用者に本人の同意なく提供することは可能である。

【イメージ図】



- I 「次世代医療基盤法」の概要
- II なぜ「次世代医療基盤法」か
- III 皆さんにお伝えしたいこと

皆さんにお伝えしたいこと

▶ 国民・患者の方へ

- **自らの医療情報の提供という一人ひとりの参加**は、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の成果が現場に還元されることを通じ、**国民・患者に提供される医療の進歩というみんなの恩恵**に結び付きます。
- 医療機関等による医療情報の提供先は、**厳格な基準（情報セキュリティ等）で国の認定を受けた事業者**に限定されます。
- 認定事業者から利活用者へ提供されるのは、**特定の個人を識別できないように加工された匿名加工医療情報**です。
- 医療機関等から認定事業者への医療情報の提供については、いつでも**拒否が可能**です。

▶ 医療機関等の方へ

- 制度の趣旨をご理解の上、認定事業者に対する医療情報の提供について、ご協力をお願いします。
- 医療情報の提供に当たっては、最初の受診時に書面で通知することを基本として、オプトアウトによることも可能です。これは、医療機関の設置主体（公立、私立等）を問わないほか、介護事業所や地方公共団体に関しても、同様です。
- 医療情報の提供に当たっては、研究倫理指針の適用が除外されるため、**倫理審査委員会の承認が不要**です。

▶ 利活用者の方へ

- 我が国の医療分野の研究開発に資する限り、幅広く、**産学官といった主体の種別にかかわらず**、匿名加工医療情報を利活用することが可能です。
- 認定事業者においては、利活用者の研究開発のニーズに応じ、**インプットのみならずアウトカムも含む医療情報**や、**複数の医療機関等を利用する同一の本人に係る医療情報**など、多様なリアルワールドデータを収集することが可能です。
- 特定の個人を識別できないように加工された匿名加工医療情報かどうかは、**一般人又は一般的な医療従事者を基準**として判断されます。
- 個々のニーズやリスクに応じ、医療情報の匿名加工の程度を調整するとともに、利活用者と認定事業者との契約において、**匿名加工医療情報の利用目的、利用形態、利用範囲等の利用条件を明確化**します。この場合において、利活用者から第三者へ匿名加工医療情報を提供するときは、改めて認定事業者の許可を受けて契約を締結することが必要です。
- 匿名加工医療情報の利活用に当たっては、研究倫理指針の適用が除外されるため、**倫理審査委員会の承認が不要**です。

次世代医療基盤法によって実現できること（1）

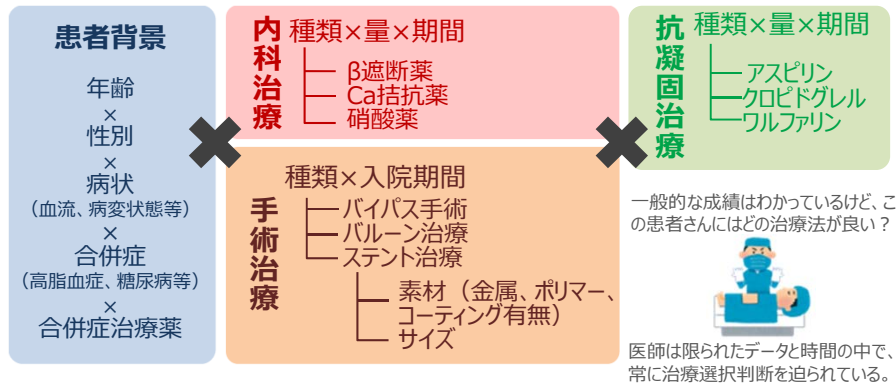
自らが受けた治療や保健指導の内容や結果を、データとして研究・分析のために提供し、その成果が自らを含む患者・国民全体のメリットとして還元されることへの患者・国民の期待にも応え、ICTの技術革新を利用した治療の効果や効率性等に関する大規模な研究を通じて、患者に最適な医療の提供を実現する。

● 治療選択肢の評価等に関する大規模な研究の実現

例1) 患者に最適な医療の提供

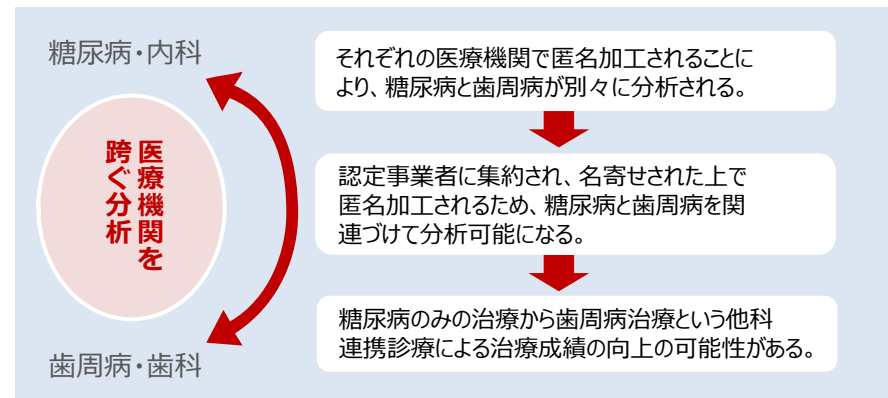
大量の実診療データにより治療選択肢の評価等に関する大規模な研究の実施が可能になる。

<例：狭心症治療>



例2) 異なる医療機関や領域の情報を統合した治療成績の評価

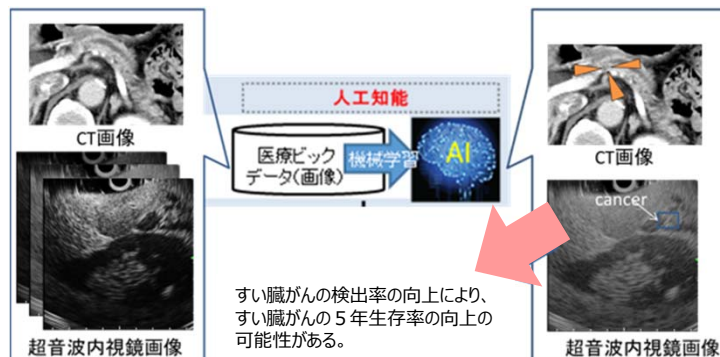
糖尿病と歯周病のように、別々の診療科の関連が明らかになり、糖尿病患者に対する歯周病治療が行われることで、健康状態の向上の可能性がある。



例3) 最先端の診療支援ソフトの開発

人工知能 (AI) も活用して画像データを分析し、医師の診断から治療までを包括的に支援する。

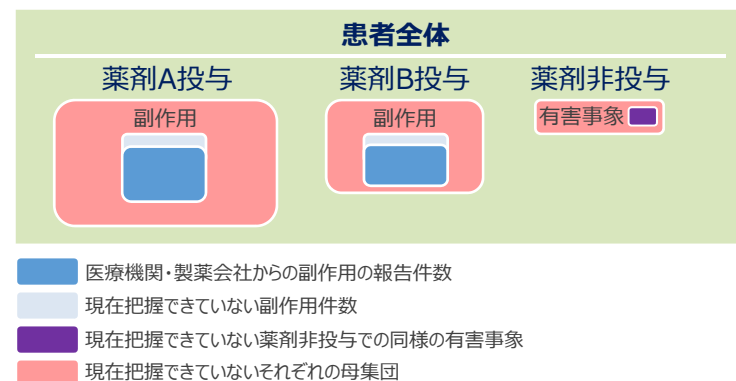
- 予後不良のすい臓がんについて、CT画像や超音波内視鏡画像の解析により、早期診断・早期治療が可能になる。



■ 医薬品市販後調査等の高度化・効率化

<医薬品等の安全対策の向上>

- 副作用の発生頻度の把握や比較が可能になり、医薬品等の使用における更なる安全性の向上の可能性がある。



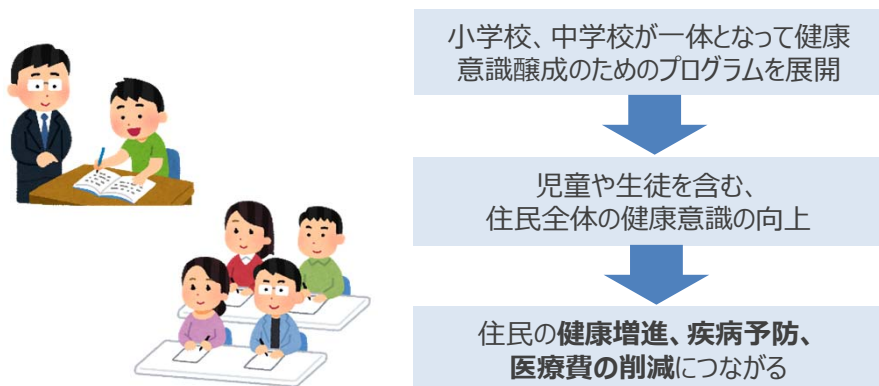
次世代医療基盤法によって実現できること（2）

地方公共団体が保有する医療情報を研究・分析のために活用し、「地方公共団体の施策立案への寄与」や「住民に対するより高度な健康増進サービスの提供」等を通じて、限られた医療資源の効率的な活用や住民の健康増進・疾病予防等を実現する。

■ 住民に対するより高度な健康増進サービスの提供

例1) 健康意識の醸成に向けた客観的データの提供

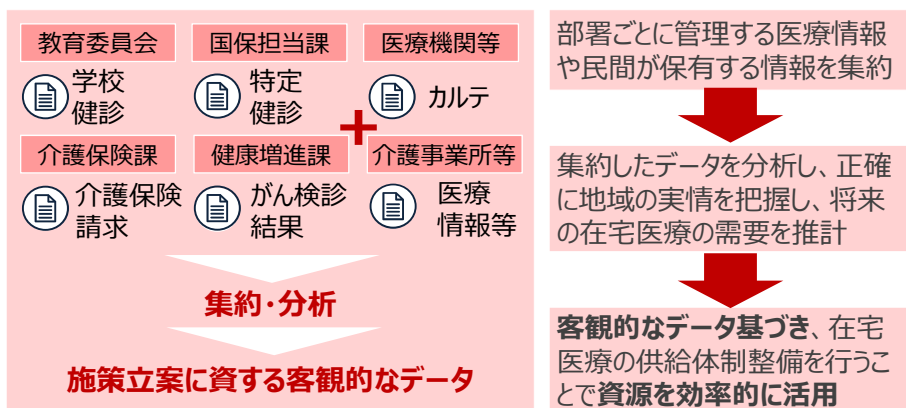
- 生活習慣病の予防のためのデータを整理し、住民向けの教育プログラムに活用



■ 地方公共団体の施策立案への寄与

例3) 客観的なデータに基づく医療需要の推計と施策立案への活用

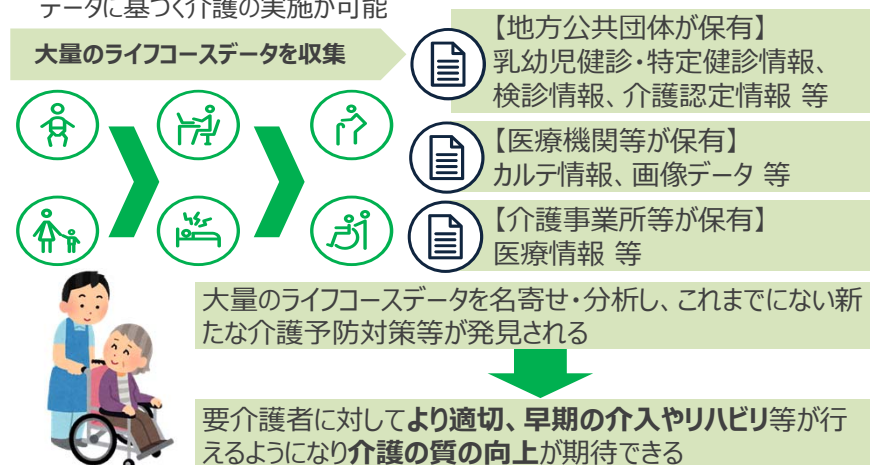
- 地方公共団体や民間事業者等が保有するデータを集約・分析することで、より地域の実態に即した施策立案に資する



■ 住民に対するより高度な健康増進サービスの提供

例2) 客観的データに基づく介護の実施

- 地方公共団体や民間事業者等が保有するデータを名寄せ・分析し、客観的データに基づく介護の実施が可能



■ 地方公共団体の施策立案への寄与

例4) PHRを活用したサービスの高度化

- 匿名加工医療情報を活用し、住民へ提供するPHR※1 サービスを強化



(※1)PHR(Personal Health Record)：患者が自分の医療情報等を収集し一元的に保存、閲覧できるようにするサービス

認定事業者の認定

▶ 基本的考え方

「健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資する」との法の目的を踏まえ、**医療情報を取得・整理・加工して作成された匿名加工医療情報を提供するに至るまでの一連の対応**を適正かつ確実にを行うことにより、**我が国の医療分野の研究開発に資すること**について、**国民・患者や医療機関等の信頼**が得られるような事業者を認定。

- 認定に際して考慮する具体的要素
(基本的考え方に沿って、事業者の組織体制、人員、収集する医療情報、事業計画等に基づき総合的に判断。)

① 組織体制

- 事業を**安定的・継続的**に行う体制
- 科学的な妥当性を含め、個別の匿名加工医療情報の**提供の是非を適切に判断する体制**
 - ・産学官の多様な医療分野の研究開発ニーズに円滑に対応
 - ・特定の者に差別的な取扱いを行わない。
 - ・公的主体による公衆衛生や研究開発の取組に適切に協力。
- 事業運営の状況の開示など事業運営の透明性の確保や広報啓発相談への適切な対応体制

② 人員（匿名加工、医療分野の研究開発 等）

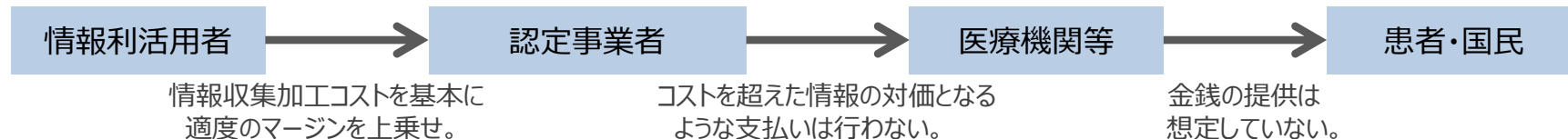
- 日本の医療分野の研究開発、情報セキュリティや規格等に関する理解を含む**大量の医療情報の適切な収集や管理、医療情報の匿名加工等**に関する高度な専門性の確保。

③ 情報

- **診療行為の実施結果（アウトカム）**に関する医療情報を、多様な医療分野の研究開発ニーズに柔軟に応えることが可能な**一定以上の規模**で自ら収集。

④ 事業計画・事業運営

- 基本方針に沿った**安定的・継続的**な運営。
- 情報の収集加工提供に要する費用の利活用者への転嫁を基本。



⑤ セキュリティ（安全管理措置）

- **組織・人的要因の徹底排除**（教育・運用・管理体制の整備、監視カメラ等による徹底した入退室管理）
- **基幹業務系と情報系システムの分離、基幹業務系システムのインターネット等オープンネットワークからの分離**
- **多層防御・安全策の導入**（ログ監視、トレーサビリティ確保、第三者認証等）



次世代医療基盤法

令和元年12月19日
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局総務課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

次世代医療基盤法に基づく事業者の認定について

1. 趣旨

医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号)(以下「次世代医療基盤法」という。)は、平成29年5月に公布、平成30年5月に施行されました。

本日、次世代医療基盤法に基づき、主務府省(内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)において、以下の事業者を認定しました(事業者概要・事業実施体制は別紙1・別紙2)。

これは、次世代医療基盤法の施行後、第1号の事業者の認定です。

○ **認定匿名加工医療情報作成事業者**: 一般社団法人ライフデータイニシアティブ(以下「LDI」という。)

(医療情報を取得・整理・加工して匿名加工医療情報を作成・提供する事業者)

○ **認定医療情報等取扱受託事業者**: 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ(以下「NTTデータ」という。)

(認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業者)



次世代医療基盤法

令和2年6月30日
内閣府日本医療研究開発機構・医療情報基盤担当室
文部科学省研究振興局ライフサイエンス課
厚生労働省医政局総務課
経済産業省商務・サービスグループヘルスケア産業課

次世代医療基盤法に基づく事業者の認定について

1. 趣旨

本日、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(平成29年法律第28号。以下「次世代医療基盤法」という。)に基づき、主務府省(内閣府、文部科学省、厚生労働省及び経済産業省)において、以下の事業者を認定しました(事業者概要・事業実施体制は別紙1・別紙2)。

○ **認定匿名加工医療情報作成事業者**: 一般財団法人日本医師会医療情報管理機構(以下「J-MIMO」という。)

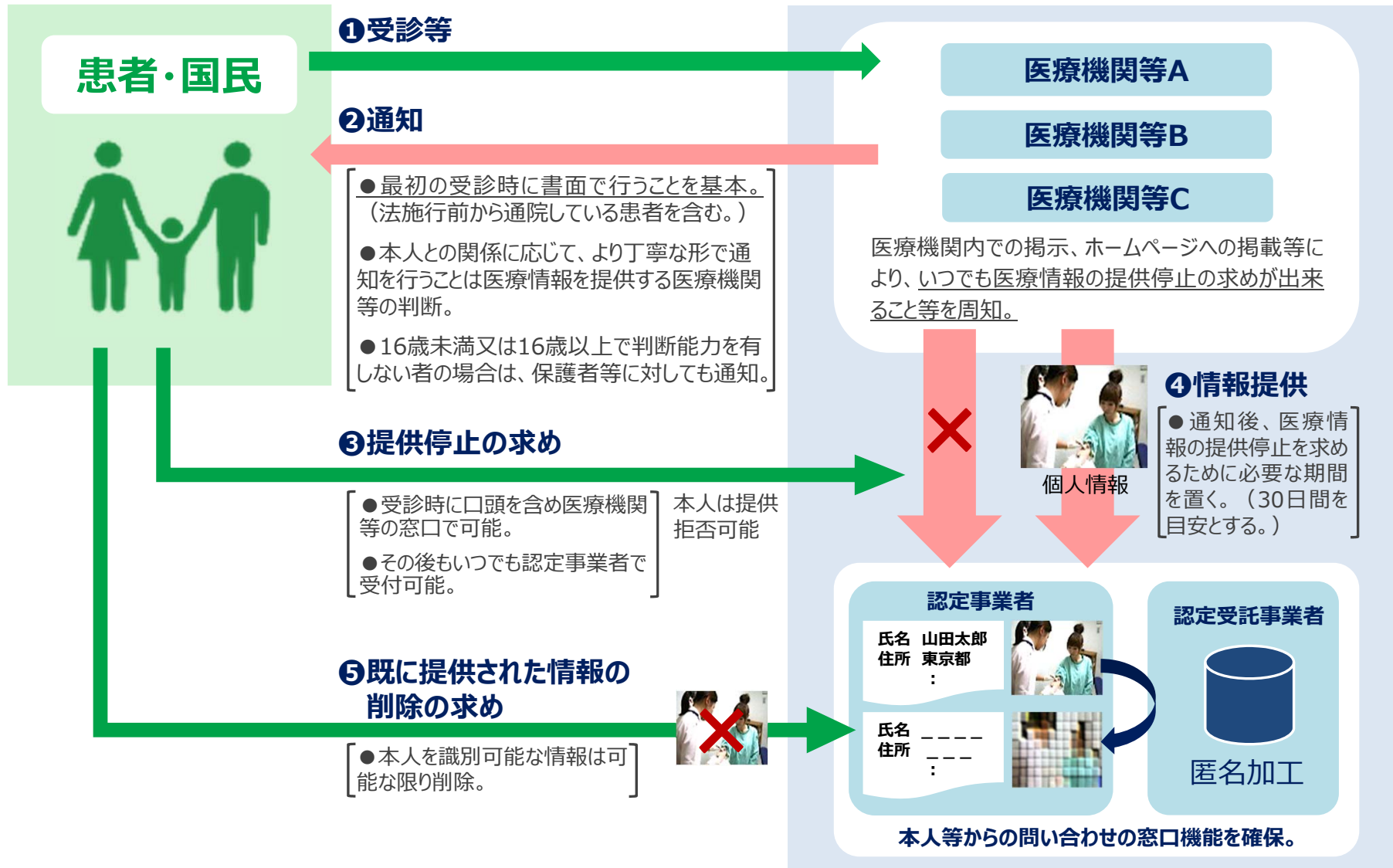
(医療情報を取得・整理・加工して匿名加工医療情報を作成・提供する事業者)

○ **認定医療情報等取扱受託事業者**: ICI 株式会社(以下「ICI」という。)、日鉄ソリューションズ株式会社(以下「NSSOL」という。)

(認定匿名加工医療情報作成事業者の委託を受けて医療情報等又は匿名加工医療情報を取り扱う事業者)

認定事業者に対する医療情報の提供

次世代医療基盤法においては、医療機関等は、あらかじめ本人に通知し、本人が提供を拒否しない場合、認定事業者に対して医療情報を提供することができる。（医療機関等から認定事業者への医療情報の提供は任意。）



匿名加工

- 匿名加工医療情報とは、特定の個人を識別することができないように医療情報を加工して得られる個人に関する情報であって、当該医療情報を復元することができないようにしたもの（「一般人又は一般的な事業者（一般的な医療従事者）をもって具体的な人物と情報の間に同一性を認めるに至ることができるか」により判断される）
- 主務大臣が個人情報保護委員会と協議して定める基準（①特定個人を識別可能な記述、②個人識別符号、③医療情報の連結符号、④特異な記述 を削除する（※1）⑤医療情報データベース等の性質を勘案し、適切な措置を講じる（※1 ①～④を復元できない方法により他の記述等に置き換えることを含む。））に沿って適確に匿名加工を行う能力を有する事業者を認定する。
（※2）匿名加工医療情報については、本人の同意なく第三者に対する提供が可能。（匿名加工医療情報については、本人を識別するための照合等を禁止）
- 匿名加工医療情報の提供範囲が無限定に拡散しないよう、認定匿名加工医療情報作成事業者では、利活用者との契約において、情報の共有範囲を明確化するとともに、利用の用途や形態等に応じて匿名加工の程度を調整する。

認定匿名加工医療情報作成事業者が行う医療分野の研究開発に資する匿名加工のイメージ（例）

<人工知能による診療支援システム>

- ① 人工知能による診療支援のために、大量の画像を機械学習させたい。
→ 氏名、生年月日、性別等特定の個人を識別することができる記述を削除した上で、一般人又は一般的な事業者（一般的な医療従事者）をもって特定の個人の識別が不可能であるような画像は、匿名加工医療情報として提供することが可能。



<革新的な疫学研究>

- ② 複数の医療機関が保有する情報を個人別に突合し、市区町村別の集団毎の健康状態について分析したい。
→ 認定事業者においてあらかじめ個人別に突合した上で、医療機関内での管理のために用いられているID等や、市区町村以下の住所情報や病院名を削除した匿名加工医療情報を提供可能



<医薬品市販後調査等の高度化、効率化>

- ③ 医薬品等の安全対策の向上のため、投薬等の医療行為と副作用等の発症の因果関係等を解析したい。
→ 生年月日、投薬日等の日付情報を一律にずらすことにより、医療行為と副作用等の発生の関係を崩さずに情報を提供可能。



<臨床研究の高度化>

- ④ 治験の実施に当たり、軽症の糖尿病で、合併症がないような対象者等の分布をあらかじめ把握したい。
→ 認定事業者内において必要な統計処理等をした結果を匿名加工医療情報又は統計情報として提供可能。



匿名加工医療情報の作成プロセス

- 匿名加工医療情報の作成に用いられる医療情報の性質や匿名加工医療情報の利用の用途、形態等を踏まえて適切に匿名加工の程度を調整する。

①作成プロセスのイメージ



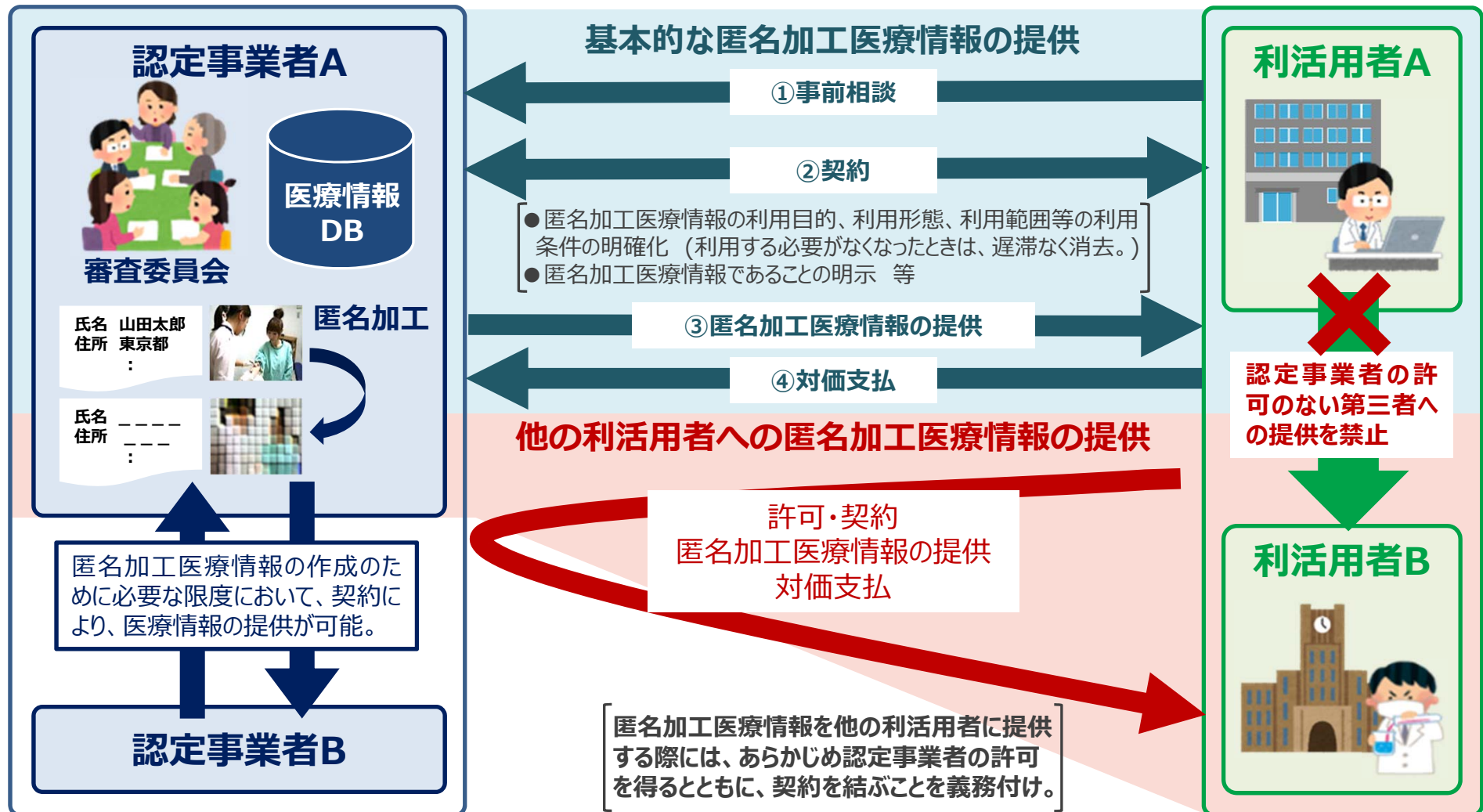
②医療情報の分類と具体的な匿名加工方法

- 下表のデータ項目に分類
- 識別子と準識別子については、匿名加工を行うことが必須。
- 静的属性と、半静的属性については、再識別のリスクに応じて匿名加工の可否を検討し、必要な場合は匿名加工を行う。
- 動的属性については、基本的に匿名加工は不要。

分類	定義	分類例	匿名加工の例
識別子	個人に直接紐づく情報	氏名、被保険者番号等	削除、もしくは他の記述等への非可逆な置き換え
準識別子	複数を組み合わせることで個人の特定が可能な情報	生年月日、住所、所属組織等	k-匿名性を満たすように一般化、データ項目削除等を実施
静的属性	不変性が高い情報	成人の身長、血液型、アレルギー、日付等	匿名加工の可否を検討し、必要な場合は、トップ・ボトムコーディング、一般化等
半静的属性	一定期間、不変性がある情報	体重、疾病、処置、投薬等	
動的属性	常に変化する情報	検査値、食事、その他診療に関する情報等	基本的に匿名加工は不要であるが、必要な場合はトップ・ボトムコーディング等

利活用者に対する匿名加工医療情報の提供

- 認定事業者は、利活用者（匿名加工医療情報取扱事業者）の研究開発ニーズ等を踏まえ、適切な匿名加工医療情報を作成。
- 認定事業者は、匿名加工医療情報の提供の是非の判断に際し委員会の審査を経て、利活用者に提供。
- 匿名加工医療情報については、認定事業者と利活用者との間の契約により、適切な安全管理措置が確保される範囲内において利活用しなければならない。（他の利活用者への提供には、認定事業者の許可・契約が必要。）



次世代医療基盤法に関する普及啓発の取組

国は、広報活動、啓発活動その他の活動を通じて、医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるものとされている（次世代医療基盤法第5条）。

①「次世代医療基盤法コールセンター」の設置



④医療機関等に対する支援

通知実務等の解説動画の提供

協力医療機関等用のポスターの配布

通知の例（ひな形）の公開

②広報

- 暮らしに役立つ情報
- あしたの暮らしをわかりやすく
- 政府広報オンライン
- 政府広報テレビ番組 お知らせコーナー

一人ひとりの医療情報が“明日の医療”につながります。

毎週土曜 昼13時00分～
BS-YES 産光及木佐の知りたいニッポン!
毎放送日にて放送中!

解説動画のウェブ掲載

次世代医療基盤法

音声CD

点字・大活字広報誌

医療情報学会ウェブサイト

Healthcare IT

③周知・協力依頼

- 次世代医療基盤法の施行
- 次世代医療基盤法と個人情報保護に関する条例との関係
- 学校における取扱い
- 乳幼児健診等の取扱い



現場での認定事業者の事業運営のための伴走的な環境整備

- 認定事業者の基本は、利活用者の利用料による自律的な事業運営。
- もっとも、認定事業者の事業運営は、立上げの段階。
- とりわけ、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける現場で、医療機関、介護事業所、地方公共団体、学校設置者等の協力を得るに当たり、困難に直面。
- このため、内閣府を始めとする主務府省において、現場での認定事業者の事業運営が軌道に乗るよう、伴走的な環境整備に注力。

1. 医療機関、介護事業所、地方公共団体等に向けた協力の要請

- 認定事業者の求めがあった個別の医療機関あてに認定事業者に対する医療情報の提供に関する協力を要請する主務府省連名の文書を発出。
- 先進的な地方公共団体に出向いて認定事業者に対する医療情報の提供に関する協力を要請。等

2. 医療機関、介護事業所、地方公共団体等の懸念の払拭

- 次世代医療基盤法と個人情報保護条例との関係等について、地方公共団体あてに通知を発出するとともに、認定事業者の求めがあった個別の地方公共団体等に出向いて説明。
- 医療機関等向けの「よくあるご質問（FAQ）」を内閣府ホームページに掲載してその内容を拡充。等

3. 医療機関、介護事業所、地方公共団体等の負担の軽減

- 「次世代医療基盤法コールセンター」を開設。
- 協力医療機関等の用に供する「次世代医療基盤法ポスター」を印刷して認定事業者に配布。等

1. 医療機関、介護事業所、地方公共団体等に向けた協力の要請

2019年12月	次世代医療基盤法に協力する関係者による使用が許諾される「次世代医療基盤法ロゴマーク」を制定。
2020年2月	「健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針」の改定において、認定事業者に対する健診結果等情報の提供に関する協力の検討を明記。
2020年4月	医療機関向けの「次世代医療基盤法シンポジウム」について、講演・パネルディスカッションの動画を日本医療情報学会ホームページに掲載。
2020年8月	医療機関、介護事業所、地方公共団体等に向けて認定事業者に対する医療情報の提供に関する協力を要請する主務府省連名の文書を内閣府ホームページに掲載。
2020年10月	認定事業者の求めがあった個別の医療機関あてに認定事業者に対する医療情報の提供に関する協力を要請する主務府省連名の文書を発出。
2020年11月以降	先進的な地方公共団体に出向いて認定事業者に対する医療情報の提供に関する協力を要請。

2. 医療機関、介護事業所、地方公共団体等の懸念の払拭

2019年2月	次世代医療基盤法と個人情報保護条例との関係について、地方公共団体あてに通知を発出。
2019年3月	国民・患者、医療機関等及び利活用者に向けた「よくあるご質問（FAQ）」を内閣府ホームページに掲載
2019年4月以降	認定事業者の求めがあった個別の地方公共団体に出向いて次世代医療基盤法と個人情報保護条例との関係等を説明。
2019年5月	次世代医療基盤法と学校保健との関係について、地方公共団体あてに通知を発出。
2019年10月	次世代医療基盤法と母子保健との関係について、地方公共団体あてに通知を発出。
2020年2月以降	認定事業者の求めがあった個別の医療機関に出向いて認定事業者に対する医療情報の提供等に関する質問に回答。
2020年11月	内閣府ホームページに掲載された医療機関等向けの「よくあるご質問（FAQ）」を拡充。

3. 医療機関、介護事業所、地方公共団体等の負担の軽減

2018年8月	医療機関等による患者に対する通知のひな形を作成して内閣府ホームページに掲載。
2019年9月	「次世代医療基盤法コールセンター」を開設。
2020年3月	協力医療機関等の用に供する「次世代医療基盤法ポスター」を印刷して認定事業者に配布。
2020年3月	医療機関等による患者に対する通知の方法に関する動画を作成して認定事業者に配布。
2021年2月	医療機関等による患者に対する通知の一例となる汎用的な書面を印刷して認定事業者に配布。

協力医療機関等

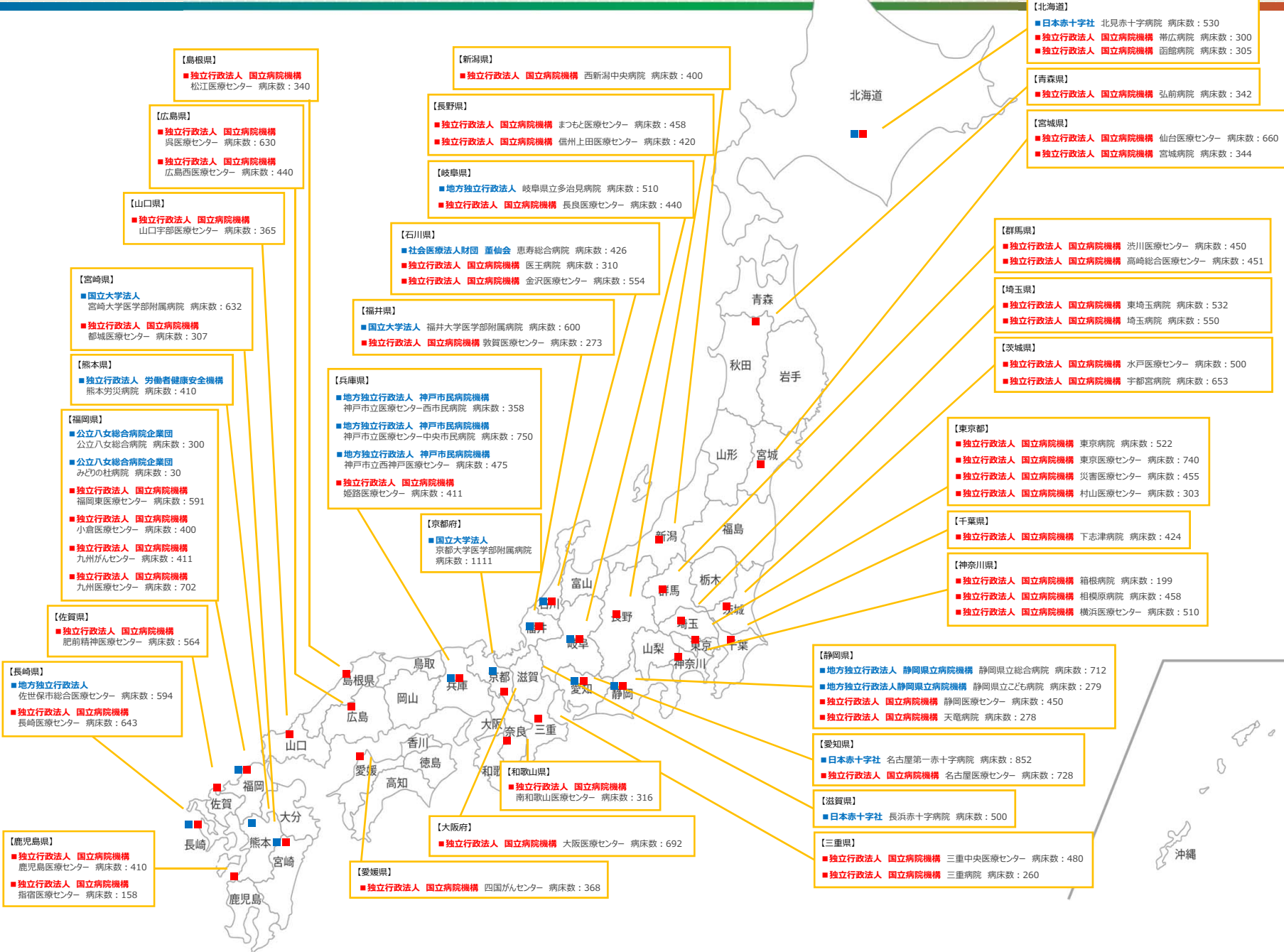
(2021年3月18日現在)

合計箇所数/65

■...J-MIMO/48

■...LDI/17

合計病床数/30566



内閣府「次世代医療基盤法コールセンター」

2019年9月10日、次世代医療基盤法に関するお問い合わせ窓口として、内閣府「次世代医療基盤法コールセンター」を開設しました。

内閣府「次世代医療基盤法コールセンター」

0570-050-211 (ナビダイヤル)

03-6731-9590 (一般電話)

受付時間：月曜～金曜 9：00～18：00（土日祝日・年末年始は除く）

ご質問やご相談は、次世代医療基盤法に関するお問い合わせフォームでも受け付けています。
<https://jisedaiiryuu.go.jp/form/pub/nextgeneration/form01>



国民・患者



医療機関等



研究機関

- 次世代医療基盤法とはどんな制度ですか？
- 研究機関にはどのような情報が提供されますか？
- 医療情報が提供されることを拒否することはできますか？
- ...

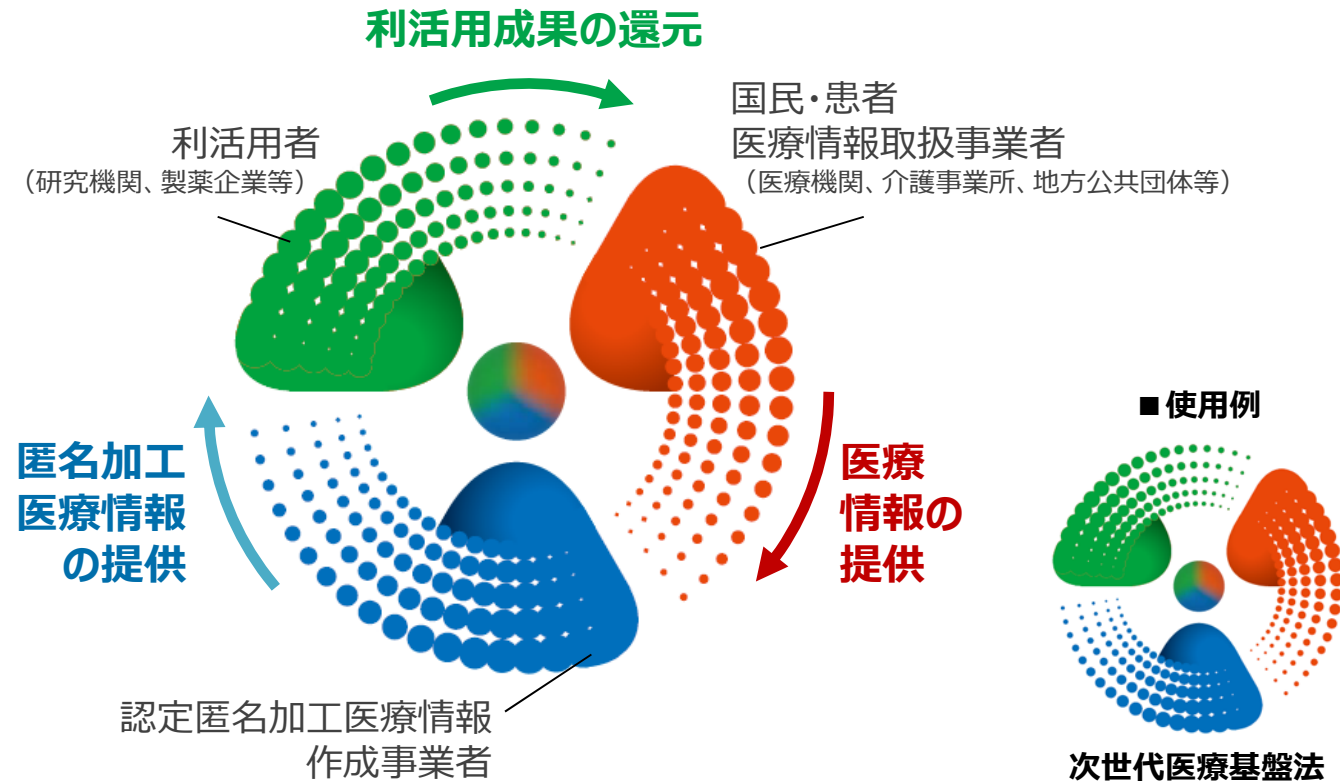
- 国が認定する認定事業者とはどのような事業者ですか？
- 医療情報を提供にあたって、何に注意すればよいですか？
- 患者本人への通知手続はどのように行いますか？
- ...

- だれでも匿名加工医療情報を利活用できますか？
- どのような匿名加工医療情報を利活用できますか？
- 匿名加工医療情報を第三者に提供することは可能ですか？
- ...

内閣府
「次世代医療基盤法
コールセンター」



次世代医療基盤法ロゴマーク



- 自らの医療情報の提供という一人ひとりの参加は、匿名加工医療情報の利活用による医療分野の研究開発の成果が現場に還元されることを通じ、国民・患者に提供される医療の進歩というみんなの恩恵に結び付きます。
- このような次世代医療基盤法の趣旨を踏まえ、次世代医療基盤法ロゴマークは、現場から提供されるデータの利活用の成果が現場へ還元される社会全体の好循環を実現するために
 - ① 国民・患者
 - ② 医療情報取扱事業者（医療機関、介護事業所、地方公共団体等）
 - ③ 認定匿名加工医療情報作成事業者
 - ④ 利活用者（研究機関、製薬企業等）が相互に信頼・協力する重要性を表現しています。

ご清聴ありがとうございました。



次世代医療基盤法

次世代医療基盤法について、
「一人ひとりの参加」が「みんなの恩恵」に結びつくよう、
皆様のご理解とご協力をお願いします。